

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百七十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）別表第四の二第六号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則別表第四の二の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器（令和三年厚生労働省告示第四十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和七年十月十四日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表第一 一～四十七 (略) <u>四十八 家庭用脈波情報解析プログラム</u> 四十九～五十一 (略)	別表第一 一～四十七 (略) <u>四十八 家庭用心拍数モニタプログラム</u> 四十九～五十一 (略)